

大通達甲（警）第17号
令和7年4月1日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長 殿

警察本部長

請負工事等に係る指名委員会設置要綱の改正について（通達）

警察本部所管に係る建設工事の請負及び工事に関する試験等の委託の入札又は見積の参加者を指名し、又は決定するための委員会については、「請負工事等に係る指名委員会設置要綱の制定について」（令和2年3月25日付け大通達甲（警）第13号）により設置しているところであるが、この度、組織改編に伴い、別添のとおり「請負工事等に係る指名委員会設置要綱」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（会計課管財係）

別添

請負工事等に係る指名委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察本部所管に係る建設工事の請負並びに工事に関する試験、研究、調査、設計、測量及び換地の委託（以下「工事等」という。）の入札又は見積（以下「入札等」という。）の参加者を指名し、又は決定するための委員会（以下「指名委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

第2 指名委員会の設置等

工事等に関する入札等の参加者を指名し、又は決定するため、警察本部に次に掲げる指名委員会を置く。

(1) 指名競争入札参加者の指名の委員会

名 称	構 成	区 分
本部委員会	委員長 警察本部長 副委員長 警務部長 委員 警務部会計課長 警務部会計課次席 警務部会計課施設管理室長	1 件の予定価格が、 ・ 2,000万円以上の委託 に係る指名競争入札参加者の指名
会計委員会	委員長 警務部会計課長 副委員長 警務部会計課次席 警務部会計課施設管理室長 委員 警務部会計課施設管理室室長補佐	1 件の予定価格が、 ・ 4,000万円未満の工事 ・ 2,000万円未満の委託 に係る指名競争入札参加者の指名

(2) 見積参加者の決定の委員会

名 称	構 成	区 分
本部委員会	委員長 警務部長 副委員長 警務部会計課長 委員 警務部会計課次席 警務部会計課施設管理室長	1 件の予定価格が、 ・ 8,000万円以上の工事 ・ 2,000万円以上の委託 に係る見積参加者の決定
会計委員会	委員長 警務部会計課長 副委員長 警務部会計課次席 警務部会計課施設管理室長 委員 警務部会計課施設管理室室長補佐	1 件の予定価格が、 ・ 8,000万円未満の工事 ・ 2,000万円未満の委託 に係る見積参加者の決定

第3 指名委員会の運営等

- 1 委員長は、指名委員会を必要に応じ招集し、総括するものとする。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行するものとする。
- 3 指名委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の出席により開催し、出席した委員の全員一致により決定するものとする。

第4 庶務

指名委員会の庶務は、警務部会計課において処理するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。